

# 令和8年度 見守り合い推進助成



申請しめきり: 令和8年6月15日

地域における社会的孤立を防ぐとともに、福祉課題や困りごとを有する人が気軽に助けてと言える地域づくりを推進し、“誰ひとり取り残されないまち”をつくることを目的として、市内において見守り合い活動に取り組む団体を対象に助成します。令和8年度より助成要件を変更しています。詳しくはホームページで交付要綱をご確認いただくか、下記までお問合せください。



## 見守り合い活動推進助成金概要【申請期間 令和8年4月1日～6月15日】

### ①見守り合い活動立ち上げ推進費

初年度のみ

上限2万円(1回のみ)  
※立ち上げ初年度のみ、かつ、1団体につき1回限り  
※令和7年度までに本助成の交付を受けた団体は対象外

見守り合い活動の推進に直接要する経費

- (1) 消耗品費: 見守り・訪問グッズ、用紙代等
- (2) 印刷費: 見守り・訪問チラシ等の印刷代等
- (3) 研修費: 見守り・訪問の意識やスキルの向上等を目的とする研修の講師謝礼、会場代等
- (4) その他の経費

### ②見守り会議開催推進費

必須

一度の開催につき2千円  
※1年度につき上限6回、かつ、2月につき上限1回

見守り合いサポーターを中心に、活動の対象エリアで実施した見守り合い活動の振り返りを行うとともに、福祉課題や困りごとを有する人への対応や関係機関へのつなぎ等について話し合う場

### ③災害に強い地域づくり活動加算

加算  
できます

1万円  
・福祉避難マップ作成  
・福祉避難訓練の実施  
・その他災害弱者を対象に実施する活動

見守り合い活動および見守り会議に加えて、災害弱者（災害発生時や避難時等に支援を必要とする高齢者や障害のある人、妊娠中の人や乳幼児のいる人など）を対象に、いざという時に備えて「災害に強い地域づくり」に取り組む団体は、加算することができます。

### ★見守り合い活動とは？

この助成においては、見守り合いサポーターが中心となって、当該団体の活動エリアに暮らす人を広く対象として、概ね月1回の頻度で定期的な見守りや声かけ、訪問等の活動を実施することとしています。

### ★対象となる団体は？

本会が実施する養成講座を受講した「見守り合いサポーター」を団体に2名以上配置することが申請の要件となります。その他、実施要綱でご確認ください。

### 問合せ

社会福祉法人彦根市社会福祉協議会

彦根市平田町670福祉センター別館

TEL: 0749-22-2821

FAX: 0749-22-2841

メール: hikoshachiiki@mirror.ocn.ne.jp



彦根市社協  
ホームページ  
各種助成金情報